

## 住宅完成保証制度 保証制度利用前の手続（事業者登録）のご案内

弊社の住宅完成保証制度をお申込みいただくためには、事前に事業者登録の手続が必要です。本紙の内容をお読みいただき、ご理解されたうえで、事業者登録を行ってください。

### 1 必要書類

事業者登録を希望する場合は、事業者登録申請書およびその「添付書類」欄に記載の書類をご提出ください。その他、追加書類をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 2 登録有効期間

#### (1) 法人の初回登録有効期限

登録事業者の決算月に応じて登録完了日以降最初に到来する次の表の有効期限までとします。

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効期限	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31	1/31	2/末	3/31	4/30

#### (2) 個人事業主の初回登録有効期限

4月30日までとします。

#### (3) 更新時有効期間

有効期間の満了の翌日から1年間とします。

#### <決算期を変更した場合の有効期間>

決算期を変更した場合は、当初の有効期間にかかわらず、最初に到来する変更後の事業年度（1年未満）の末日から4カ月を経過した日の属する月の末日をもって有効期間を満了します。以後の更新時の有効期間は、その満了日の翌日から1年間となります。この場合、完成保証制度の「完成保証棟数枠」その他の条件の有効期間も同様となります。なお、変更後の事業年度に対応する期間につき、有効期間が1年未満となりますが、更新登録料の月割按分はいたしませんので予めご了承ください。

### 3 事業者登録料

事業者登録または更新の承認を受けた登録事業者は、次のとおり、事業者登録料を支払わなければなりません。次のとおりに事業者登録料が支払われない場合は、弊社は、事業者登録を承認した日または新しい有効期間の開始日に遡って登録を抹消する場合があります。

事業者登録料 (税別)	新規	36,000円 (あんしん住宅瑕疵保険の事業者届出料との合計額：60,000円)
	更新	[初回] 無料 / [2回目以降] 30,000円
支払日 ・ 支払方法	事業者登録料は事業者登録完了の翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替にて領収します(登録完了日の翌月に請求書を送付いたします)。ただし、登録完了日によっては、初回の口座振替手続に対応できない場合があります。この場合、振替手続完了までは現金振込にてお支払いいただくよう請求させていただきますので予めご了承ください。	

## 4 登録要件

次のすべての条件に該当する必要があります。

- ① あんしん住宅瑕疵保険の届出事業者であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
  - ・建設業法に基づき建設業の許可を受けていること。
  - ・事業を開始してから3年以上住宅に関する建設業を営んでおり、かつ、事業者登録申請時までに住宅の建築棟数の実績が5棟以上あること（弊社が特に認めた場合を除きます。）。
- ③ 健全な財務状態を有していると弊社が認めること。
- ④ 住宅供給に関し、不正または不誠実な行為をすることのないことが明白であると弊社が認めること。
- ⑤ 欠格事由（後記5参照）に該当しないこと。

## 5 欠格事由

最終ページに示す「反社会的勢力の排除について」1の確約および誓約ができない場合または虚偽の確約をしたことが判明した場合は、事業者登録をすることができません。

## 6 更新

事業者登録の更新を希望する場合は、事業者登録更新申請書およびその「必要書類」欄に記載の書類を有効期間満了月の15日までに提出し、有効期間満了日までに弊社の承認を受けてください。

## 7 変更

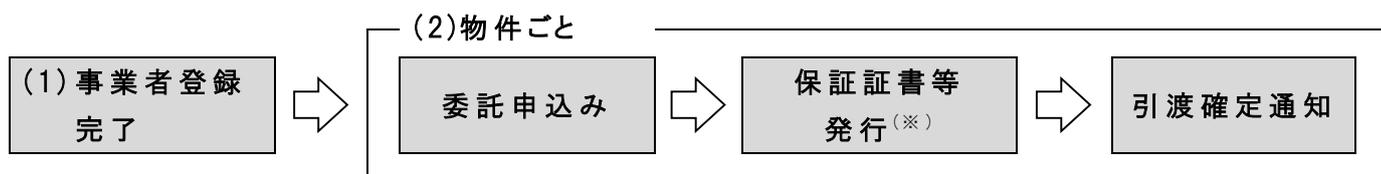
事業者登録申請（更新申請を含みます。）に変更が生じた場合は、遅滞なく「事業者登録内容変更通知書」を提出し、登録内容の変更を通知してください。

## 8 抹消

登録有効期間中に次のいずれかに該当する場合は、弊社は、事業者登録を抹消するものとします。

- ① 登録事業者が希望する場合
- ② 登録事業者が次のいずれかに該当することを弊社が知った場合
  - ・虚偽の申請等の不正な手段により事業者登録を受けたこと。
  - ・建設業法に基づき建設業の許可を取り消されたこと。
  - ・登録要件を満たさなくなったこと。
  - ・裁判所により強制執行を受け、手形・小切手の不渡りを出し、破産、会社更生、特別清算もしくは民事再生の申立てを行い、または行われたこと。
  - ・廃業または破産したこと。
  - ・個人の場合で死亡したこと。
  - ・弊社の信用を著しい毀損、弊社に対する債務の履行遅滞その他の不履行その他の弊社に対して不利益を与える行為を行ったこと。

■ 保証のご利用の流れ



(1) 事業者登録

事業者登録が完了すると、弊社からお引受け棟数枠（弊社が登録事業者から同時にお引受けする工事棟数の上限をいいます。）を通知し、事業者登録証を発行いたします。なお、審査の結果、登録完了にあたっての条件を付す場合は、この条件が満たされたときに事業者登録が完了となります。

(2) 物件ごとの保証

① 委託申込み

住宅完成保証制度委託申込みは、物件ごとに工事請負契約（弊社所定の「住宅完成保証に関する覚書 兼 重要事項確認シート」を含みます。）の締結後に行ってください。申込みには、住宅完成保証委託申込書に必要書類を添付して提出する必要があります。詳細は、必ず「住宅完成保証委託約款」をご確認ください。

保証料（工事保険ご加入時は損害保険料を含みます。）は、制度加入申込み受付の翌月 27 日までにお支払いいただくよう請求書を発行いたしますので弊社にお支払いください。

② 保証証書等発行

弊社にて審査を行い、承認した場合は、被保証者（発注者）に対して保証証書を発行・交付し、委託申込者（登録事業者）に対して「委託申込受理証 兼 引渡確定通知書」を発行・交付いたします。

③ 引渡確定通知

引渡日が確定した後、「引渡確定通知書」を弊社へ提出してください。

その他のご注意事項

- 事業者登録に際して弊社にご提供いただく個人情報のお取扱いについては、ホームページ「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
- 弊社は、物件ごとの保証委託申込みを受理したときに「住宅完成保証委託約款」の定めに基づき審査を行います。審査の結果によっては否認し、お引受けできない場合がありますのでご注意ください。
- 建設業の許可を受けずに新築建築物を建設する場合は、建設業法に違反しないことをご確認ください。法律に違反することが発覚した場合は、お申込みいただいた保証制度の利用をお断りすることがあります。また、悪質な場合は、弊社との取引をお断りすることがあります。

本紙は、住宅完成保証制度の事業者登録について記載したものです。制度の内容については、パンフレット等をご覧ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
 国土交通大臣登録 住宅性能評価機関  
**株式会社住宅あんしん保証**

■ 本社  
 〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階  
**TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)**  
 (ホームページ) <https://www.j-anshin.co.jp/>

お問い合わせは

● 本紙の内容は、予告なく変更する場合があります。

## 反社会的勢力の排除について

1. 事業者登録の申請者は、株式会社住宅あんしん保証（以下「弊社」といいます。）に対して次に掲げる事項を確約するとともに、将来にわたってもこれらに違反しないことを誓約して申請してください。
  - (1) 自らが次に掲げる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。
    - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
    - ② 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
    - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
    - ④ 暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいいます。以下同様とします。）を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。）
    - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）
    - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
    - ⑦ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
    - ⑧ 特殊知能暴力集団等（①から⑦までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいいます。）
    - ⑨ その他①から⑧までに掲げる者に準ずる者
  - (2) 自らの役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。以下同様とします。）が反社会的勢力に該当しないこと。
  - (3) 反社会的勢力と次に掲げる関係を有しないこと。
    - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
    - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
    - ③ 自己または第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力を利用している関係
    - ④ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
    - ⑤ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
  - (4) 反社会的勢力に対し、自らの名義を貸していないこと。
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、次に掲げる行為をしていないこと。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 脅迫的な言動を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて弊社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 弊社は、事業者登録を申請した者または既に事業者登録を受けた者（以下「登録事業者等」といいます。）が上記1において虚偽の確約を行い、または誓約した事項のいずれかに違反することが判明した場合は、何らの催告を要せずして直ちに事業者登録を抹消することができることとします。この時、登録事業者等は弊社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。
3. 上記2の規定により事業者登録を抹消した場合は、弊社は登録事業者等に対してそのことにより生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）の賠償を請求することができることとしますが、登録事業者等は弊社に対してそのことにより生じた一切の損害の賠償を請求することができません。

以上